

【概要】

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
1	1	-	現況	近年のカワウの生息状況で分散化だけでなく、増加もみられることから、また、琵琶湖と河川でも一部の地域で水産被害の増加がみられることから下記のとおり修正を検討されたい。 【案】 「生息数の減少に伴い、水産資源の食害も減少傾向にあるが、一部の地域では、カワウの分散化により被害の増加がみられる。」 →「生息数の減少に伴い、水産資源の食害も減少傾向にあったが、令和3年以降ではカワウの分散化・増加により、琵琶湖・河川共に一部の地域で被害の増加がみられる」	ご指摘を踏まえ、「生息数の減少に伴い、水産資源の食害も減少傾向にあったが、令和3年以降ではカワウの分散化および生息数の増加により、一部の地域で被害の増加がみられる」に修正します。 なお「琵琶湖・河川共に」の表現につきましては、当該箇所は水産被害全体の記述になりますので、被害傾向を限定する必要がある場合を除き、省略させていただきます。
2	-	-	全体	概要資料に第3次計画の評価や修正点が明示されていると、取り組みの差が明らかとなり良いと考える（琵琶湖森林基本計画概要を参照）	評価は現況の欄に現状と併せて記載しております。また、第4次計画の変更点につきましては、ご指摘を踏まえ、2ページ目の施策の基本的な考え方を修正しています。

【本文】

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
1	-	-	全体	カワウ管理は広域的な取り組みが必要であるため、ブロック分布管理は一定の効果があると考えますが、個々のねぐら・コロニー方針の検討時間にばらつきが生じ、ブロック方針の打ち出し→実施の流れが滞ることが懸念される。状況把握はこれまでどおり実施しつつ、方針策定をすべて同時に進めるのではなく、ブロック内でモデル的に優先的に取り組む箇所を定め、計画期後半に横展開させるといった段階を踏む方が、かえって効率的な管理につながると考える。	方針の策定は、関係者で目指す方向性を明確にすることが目的であり、方針策定までは取組をしない、ということではなく、関係者でできる対策は実施していくものと考えています。
2	-	-	全体	巻末資料を作っているのですが、かつての対策など、本文に書いてあるが詳しくは巻末資料の何章にあるとか、知りたいと思った人が飛んで見られるようにしてはどうか。	リンクの設定等が困難なため、記載は見送らせていただきます。
3	-	-	全体	参考文献がなくなっているので、記載すべき。	参考資料に記載します。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
4	2	20	1. 計画策定の背景および目的	SDGsのマークがあるので、冒頭にSDGsについて一文あってもよい。	「なお、計画に基づく取組を進めることは、カワウによる被害の軽減に加えて、SDGsの目標達成に貢献するものである。」を追記します。
5	8	-	5. 現況	(3) 被害状況について カワウによる被害の状況として、「漁業被害」、「植生被害」、「生活環境被害」が挙げられているが、「希少種への食害」に関する内容を記載する必要はないか。巻末資料3 1 ページの表5では胃内容物の調査結果が示されているが、南湖での重量比の調査結果を確認すると、「ゼゼラ」が全体の12%を占めている。「ゼゼラ」は滋賀県のレッドリストにおいても「希少種」と指定されており、ブラックバスやブルーギルと比較し小型であるゼゼラが重量比で12%を占めているとの結果は大きな食害を受けているとの評価にはならないか。経済魚と比較し、非経済魚への食害の影響を評価することは難しいと思慮されますが、被害の一種として記載することを検討してはどうか。	滋賀県レッドデータブック2020年版では、ゼゼラの減少要因として、産卵場や水草繁茂等の生息環境の悪化および外来魚による捕食の影響が挙げられています。以上のことから、原案のとおりとします。今後カワウによる魚類生態系への顕著な影響が考えられる際には、魚類生態系への影響についての記載を検討します。
6	9	8	5. 現況	漁獲量についての記載が他にないため、下記の部分は不要と考える。 【案】 「 なお、漁獲量はカワウの捕食による影響のほか、環境・気候変動、水産業の隆盛等の影響を受けることに留意が必要である。 」	本文は、有識者検討会での指摘を踏まえ、漁業被害の項目で記載しており、捕食量の多寡が直接漁獲量につながる、との誤解を招きかねないため、留意事項として記載しているものです。以上のことから、原案のとおりとします。
7	9	21	5. 現況	概要の意見と同様に分散化だけでなく、生息数が増加傾向にあることから下記のとおり修正を検討されたい。 【案】 「カワウの分散化により被害意識の高まりがみられる漁協もあり」 →「近年のカワウの分散化・増加により被害意識の高まりがみられる漁協もあり」	ご指摘を踏まえ、「近年のカワウの分散化および生息数の増加により被害意識の高まりがみられる漁協もある。」に修正します。
8	13	4	5. 現況	シャープシューティングについて何年から何年までと正確に記載すべき。	注釈に「平成21年（2009年）から令和元年（2019年）まで」と記載します。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
9	13	25	5. 現況	いつの時期と比べて生息数そのものが減少したかを明確にするため、下記のとおり比較対象を明記することを検討されたい。 【案】 「カワウの生息数そのものが少なくなってきたこと…」 →「竹生島エリアにおいて、カワウの生息数が高水準であった平成16年頃と比べて、生息数そのものが少なくなってきたこと…」	生息数に比例する捕獲効率については連続的な概念であり、いつ時点と比較することは難しく、一般論としての記述であるため、原案のとおりとします。
10	14	図10	5. 現況	カワウの捕獲数の推移のグラフは、可能であれば捕獲地がわかるよう修正されたい。 (理由) 今後の分布管理の具体的な取組の検討において、参考とすることができるため。	H17以前については、県全体の捕獲数のデータのみとなるため、H18以降から捕獲地が分かる図として修正します。
11	19	26	7. 管理の目標および施策の基本的な考え方	ねぐら・コロニーやブロックの方針について、今後どうしていくか具体的なイメージが伝わらない。事例を入れてはどうか。	本文にトピックス形式で掲載します。
12	19	33	7. 管理の目標および施策の基本的な考え方	「ブロックごとの方針を定める」とあるが、そもそも限られた場所で生息していたカワウが何故、広範囲に広がったのか？その原因等は解明できているのか。その点について記載が無いように見えるが、原因等が不明な状況で「ブロック」ごとの方針を定め対策を実施することで、更に生息域が拡大や分散しないのか。	分散した原因は明らかになっていません。カワウをはじめ、野生鳥獣は様々な環境や状況に適応していくことから、対策を行う場合には順応的に管理していくことが必要になります。ブロックで管理する目的としては、本文p19に追記のとおり、被害が発生して困る場所に生息域が分散・拡大することを防ぐために、関係者間で早期に情報を共有し、対策の方針を定め、連携を密にすることにあります。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
13	22	18	7. 管理の目標および施策の基本的な考え方	<p>生息環境管理について、特に河川内の河畔林内にコロニーを形成されるケースが増加している。河川管理者は滋賀県であり、特に大きな生息地を有する河畔林については伐採等の生息環境を抑制する対策も必要である。「土木部局との連携」だけでなく「河畔林の整備による生息域の抑制」等の建設的な文言を追加していただきたい。</p> <p>また、本市において特に問題となっているのは愛知川河川下流域であり、東近江市と彦根市の境界域が生息地となっている。各市の有害鳥獣捕獲対策に依存するだけの対策ではなく、県として積極的に個体数調整を実施されたい。</p>	<p>生息環境管理は、有識者による検討会において、主にカワウによる植生被害に強い環境の整備等として考えられるとのご意見があり、p24(2)に追記しています。河畔林整備による生息域の抑制は被害防除の意味合いが大きく、29行目の生息地を一定範囲に抑える「押し込め」の概念に含まれると考えられます。なお、ねぐら・コロニーで営巣木等を伐採することはかく乱の影響が大きく慎重さが求められること、河川敷の森林について、どのような河川環境の在り方(防災、自然豊かな河畔林など)を目指すのかは異なることから、地域の実情に応じた方針を明確にしていくことが重要と考えられ、計画本文への明示は避けたいと考えています。</p> <p>個体数調整については、p21の31行目に記載していますが、地域での対策も不可欠であると考えています。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとします。</p>
14	22	22	7. 管理の目標および施策の基本的な考え方	<p>「水産部局および土木部局との連携を図る」 →文の主語が不明瞭であるが、「県」などの行政が主語であれば「連携を図る」は不適切。「環境部局、水産部局および土木部局が連携して実施する」などの表記が適切ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「環境部局、水産部局および土木部局の連携を密にする」に修正します。</p>
15	22	27	8. 個体群管理に関する事項	<p>特定の地点だけで捕獲に取り組んでも、他へ移動すれば十分な成果が得られないのではないかと。主なコロニーやねぐらで同時期に実施すべきと思われる。</p>	<p>移動先が意図して被害が発生しない場所にできた場合は有効な対策と言えますが、状況によっては一斉捕獲なども有効な手段であると考えます。P19に追記のとおり、例えばブロックごとの対策方針等で検討していく手法と考えます。</p>
16	22	34	8. 個体群管理に関する事項	<p>「環境への影響に配慮し、可能な限り非鉛弾」の可能な限りはとれないか。</p>	<p>「使用する銃弾については、環境への影響に配慮し、非鉛弾を使用していくものとする。」に修正します。</p>

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
17	24	1	9. 被害防除対策に関する事項	「県または他の漁協からの情報を得て適切な方法を選択し、積極的に対策を進められるよう支援を行う」 →誰が「情報を得」て「支援を行う」のかが不明瞭。主体を明記しないのであれば、「積極的に対策を進められるよう、県や他の漁協からの情報を共有する」などの表記が適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、「積極的に対策を進められるよう、県や他の漁協からの情報を共有するなどの支援を行う」に修正します。
18	24	20	9. 被害防除対策に関する事項	(3)生活環境被害 生活圏での被害が発生している場合は、竹木等の伐採によるコロニーへのプレッシャーをかける対策の強化について追記してほしい。	29行目の生息地を一定範囲に抑える「押し込め」には、ご意見の竹木等の伐採が含まれますが、ねぐら・コロニーでの竹木等の伐採はかく乱の影響が大きく、慎重さが求められることから、計画本文への明示は避けたいと考えています。 以上のことから、原案のとおりとします。
19	24	33	10. 生息環境管理に関する事項	河川のところは現行計画とほとんど同じ内容で引き続き書いているが、もう少し事例はないか。	米原市のビワマス遡上プロジェクト等の取組がありますが、カワウとの関連が見えにくく、かえって読み手に混乱を招く可能性がありますので、記載を見送らせていただきます。
20	25	15	10. 生息環境管理に関する事項	生息環境管理は河川の方は書かれているが、森の方も記載してはどうか。	植生について記載します。
21	26	2	11. その他管理のための必要な事項	「～共有する。」を「評価を行う」に変更してはどうか。その後、「また、こうした結果を基にして、人とカワウが共生できるゾーニングを検討し、そのために必要なエリアごとの対策を検討する。」等の文言を加筆してはどうか。	ご意見の趣旨はp26の24行目が該当すると思料されるため、該当箇所についてはモニタリング調査の内容にとどめる記載とします。 以上のことから、原案のとおりとします。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
22	29	図18	11. その他管理のための必要な事項	<p>本計画内における市町の役割に「地域におけるカワウ対策の実施」とされているが、カワウによる被害は、既に市町を跨いで広域的な問題となっていることや、経費や人員面の観点からも市町ごとの対応は困難だと考える。本計画内では生活環境被害対策として、追い払いや繁殖抑制等が主な対策（p18 3行目・p23 20行目）と記載されているが、追い払い対策について、市町から地元自治会に追い払い資材（花火等）の支給は可能と思われるが、鳥対策として効果が見込めないこと、仮に効果が見込めたとしても数が減少することはないと、他の地域で被害が発生する可能性があると考え。特にねぐら、コロニーが形成されるのは、彦根市周辺では愛知川といった一級河川であり、河川敷の森林を伐採・整備し、ねぐら、コロニーが作られにくい環境にしていくのは河川管理者である県の役割であり、河川の管理部署や鳥獣の対策部署などの管轄が分かれているが、連携を図り、県として対応すべきと考える。</p> <p>9/21に実施した検討会の際に、滋賀県河川漁業協同組合連合会が「県が主体となって駆除すべき」との意見があったように、市町ごとの対応は上記のとおり困難と思われるため、県が主体となって対策を行うことを明記していただきたい。</p>	<p>鳥獣被害対策は防除と捕獲の両輪で実施するものですが、そのどちらも地域の実情に応じた効果的かつ効率的な対策を実施する必要がありますので、市町の役割として記載しています。県におきましても、複数市町における連絡・協議の調整、条件にもよりますが県事業の実施等も検討してまいります。</p> <p>なお、追い払いについては、被害が発生しない場所への誘導など、効果的な場面も想定されます。ただし、追い払い先については、地域の実情に応じて選定する必要がありますことから、本文p19に記載のとおり、分布管理の体制を構築し、市町や地域の合意を得ながら実施する必要があります。その点からも市町の役割は大きいものと考えています。</p> <p>また、河川敷の森林について、どのような河川環境の在り方（防災、自然豊かな河畔林など）を目指すのかは、地域の考えもあると考えています。河川管理者含め、どのような生息環境管理を目指すのか、今後も意見交換していきたいと考えています。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとします。</p>
23	29	図18	11. その他管理のための必要な事項	<p>自然環境保全課、水産課、森林整備事務所が一つの囲みの中にあるが、森林整備事務所をこの囲みの外に置くよう修正されたい。</p> <p>（理由） p 26、19行目からのとおり、特定計画に基づく施策の推進役として自然環境保全課と水産課が位置付けられているため、二課のみで一つの囲みとすべきである。森林整備事務所は、p 26、28行目からの連携先の一つであるため、上記囲みの外に置くべきである。</p>	<p>本囲みは県機関をまとめるものとして記載しているため、現行のままとします。</p> <p>なお、河川管理者は県のほか、市町や国も想定されるため、枠外での記載としています。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとします。</p>
24	29	図18	11. その他管理のための必要な事項	<p>市町の枠について、情報を共有するシステムの構築が必要だが、後で銃器捕獲していたのが分かるようなことがないよう、計画に盛り込むべき。</p>	<p>図に「特定計画に沿った取組の実施」を追記します。</p>